

海外翻訳資料紹介

『韓国性売買問題とフェミニズム』
—京畿道地域 性売買実態調査および政策対案研究』ふじめ
藤目 ゆき

本書は、韓国の民間団体である「性売買被害女性支援センター・セウムト」（以下、セウムトと略称）が2001年8月から12月にかけて行った調査研究の報告書『京畿道地域 性売買実態調査および政策対案研究』の全訳である。

アジア現代女性史研究会は、原書を翻訳するに当たって邦題を『韓国性売買問題とフェミニズム』とした。京畿道という地名が日本の読者になじみが薄いという理由もあるが、何よりも本書がこの邦題にふさわしい普遍的な内容をもっているからである。本書の主要な調査地域は京畿道だが、大都市、中小都市、農村地域、軍事地域を包摂する京畿道には基地村から企業型性売買事業所まで、ありとあらゆる種類の性売買が混在しており、韓国全体の縮図がここにある。またフェミニズムの国際的水準をふまえ、性売買に対する韓国の国家的施策を提案する目的で行われた調査研究であり、一地域の事例研究の枠を超え韓国における性売買の歴史と現状を包括的に分析する内容となっているのである。

セウムトは、1996年11月、基地村女性と児童の脱性売買と自立のために被害者たちと共に努力することを目的に東豆川で設立された団体である。現在、基地村のある東豆川の保山洞と平澤の新場洞にセンターを置き、相談所の運営、職業訓練や児童支援のプログラム、共同作業や共同食事などの活動に取り組んでいる。

基地村に焦点をあわせて出発したセウムトだが、2000年9月に群山市の大明洞で発生した火災事件をきっかけに、基地村以外の地域にも事業を拡大し、性売買の防止及び被害者保護・支援のための総合支援事業を行うようになった。大明洞は昔ながらの集娼地域で、売春女性たちは南京錠や鉄格子で建物の中に監禁されていた。そのため火災が起きても脱出できず、五人が死亡したのである。火災現場から売春女性の日記帳と金銭出納簿が見つかり、人身売買と性売買を強要されている深刻な人権侵害状況が明るみに出た。

大明洞のような昔ながらの集娼地域が営業を続けていると同時に、性売買が多様化し、拡大しつつあるにもかかわらず、政府も民間団体も実態の総合的把握にたち後れている状態であった。韓国の人身売買状況は、2001年7月の米国国務省報告では世界各国のなかでも最下位の国家群に属すると判定されている。こうした状況の中でセウムトは、既存の資料を渉猟するのみならず、性売買問題に取り組んできた実績を基礎に、独自の調査方法を開発し、性売買業の密集地域に直接接近して調査を実施した。本書はその成果であり、韓国における性売買地域の実態を知る上で信用性の高い貴重な資料となっている。一例だけ挙げておこう。性売買密集地域の数と性売買に従事する女性の人数は性売買問題に関する基本的なデータだが、それまで京畿道は12地域・620人の女性、京畿道警察庁は6地域・1322人の女性しか把握していなかった。これに対してセウムトは33地域・7096人の女性を発見し、性売買地域の拡大と深刻な人権侵害の実態を確認している。

私は2003年9月、「軍事基地と女性」ネットワークの基地村訪問団に参加し、ソウルに事務所を持

つ駐韓米軍犯罪根絶運動本部、平澤と東豆川のセウムト、議政府のトゥレバンの事務所を訪ねた。そのときに平澤のセウムト福祉施設所長チョン・スギョンさんから手渡されたのが本書である。2004年にアジア現代女性史研究会をたちあげ、研究会の事業として海外の重要文献を翻訳することになったとき、迷わず本書をその一冊と決めた。訳出は、全面的に永谷ゆき子さんが引き受けて下さった。

本書の構成と内容は次のようである。

第1章と第2章では研究の意義、目的、方法を明示している。

第3章から第7章までの各章は実態の解明にあてられ、性売買の多様化と拡大の様相を類型別分析と地域別分析によって詳しく解説している。米軍駐屯地域に形成された「基地村」の性売買をはじめ、商品陳列のようにガラス窓の中に女性が座らされている「ガラス部屋」、飲食店の名目で営業する「座布団酒場」や「遊興酒場」、カラオケやマッサージや理容業の名目で性売買を行うもの、性売買斡旋を事業とする「補導部屋」や「電話部屋」、性売買の場所提供を行うホテルなどに加え、近年は数百坪以上の規模に数十人以上の女性を雇用する、新種の企業型性売買事業所が出現しているという。

調査は女性の人権に視点を置いて行われ、女性たちへの面接調査をふまえ、人身売買、性的虐待、強姦、暴行、言葉の暴力、人種差別、児童に対する性的虐待といった性売買業における人権侵害の実態に迫っている。借金は前払い金と紹介費から始まり、搾取過程を通じて増え続ける。性売買事業所が客から得る収入は莫大だが、女性にはわずかな報酬しか与えられず、搾取構造の中で借金が増え続ける。女性は逃げ出せないように相互監視を強制されており、もし逃げ出せば業主は詐欺罪で告発し、警察は業主のために女性を逮捕する。業者による人権侵害を調査・処罰し被害者を保護すべき警察は業主と癒着しているのが現実で、被害女性は普段から性売買店内で接待を受けたり賄賂を受け取る警察・公務員の姿を見ており、彼らを信頼することができない。このような癒着不正が女性が法律や支援体系に接近するのを妨げているという。

なお駐韓米軍の女性に対する犯罪や「基地村」における人権侵害、とりわけ近年急激に外国人移民女性の性売買が韓国に広がっている事実、近年韓国の内外から大きな関心が寄せられている。この角度からも、駐韓米軍が韓国の性売買に与えてきた影響や人身売買国際化の実状を明らかにする本書は貴重である。

第8章と第9章は、性売買及び人身売買を防止し被害者を保護しうる政策の準備を目的に、国内外の関連法と民間の活動の分析及び政策提案を行っている。国内法としては性売買行為を禁止する淪落行為等防止法などの関連諸法、国際条約としては韓国も加入する1949年の「人身売買と他人の売春からの搾取を禁止する国際条約」と1979年の「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃のための国際条約」、2000年の「国連国際組織犯罪防止条約を補充する人身売買、特に女性と児童の売買予防及び抑制のための議定書」、そして外国の法律についてはスウェーデンの女性暴力防止法やカナダ、米国の法律をとりあげている。民間の活動に関しては、「究極的に性売買被害女性の脱性売買を目的にする」という点で共通する団体として、国内ではトゥレバン、セウムト、ウンソン園、韓国女性の家、ハンソリ会、国外ではフィリピンのブックロード、香港のAction for REACH OUT及びZi Teng、スウェーデンで実施され七割以上の女性たちの脱性売買を実現したというマルモ・プロジェクト、そしてカナダと米国の男性教育プログラムJohn's Schoolを紹介している。

これらをふまえてセウムトは、性売買と人身売買の防止及び被害者保護のための新しい法律の制定を提唱する。前述の火災事件は韓国の女性運動界が性売買問題に目を向けるきっかけとなり、新しい法律の制定に向けて既に協力が始まっていた。当時韓国女性団体連合会を中心に準備されていた法案の主要内容は、「性売買に対する禁止主義維持および多様な性売買犯罪に対する規定および処罰強化、青少年・外国人・障害者は同意の有無にかかわらず被害者と規定、不法行為による収益没収、内部告発者刑事処罰特例、および補償金、被害者に対する人権保護および支援、性購買者に対する処罰およ

び保護処分、国際的性売買防止、性売買防止および被害者保護についての国家の義務明示など」である。

このように本書には、韓国性売買の実態把握をふまえ、新しい法律をめぐるセウムト、ひいては女性運動界の性売買認識や法律の実効性を高めるための諸施策の提言が詳述されている。日本人にとって他人事ではない人身売買対策を考察するためにも、韓国における女性運動の動向を知るためにも、本書は重要な参考資料になるだろう。

ここで原書が出版されてから以後の韓国性売買問題の展開について言及しておきたい。決定的変化は、2004年4月韓国女性運動の努力が結実し、ついに新しい性売買防止法が制定されたことである。半年後の9月、同法は施行されるに至った。

が、以後の展開は、同法の制定に尽力してきた女性運動界に大きな困惑と混乱をもたらすものとなった。フェミニストたちが救済したいと念じていた、他ならぬ性売買密集地帯の売春女性たちが激的な抗議行動を展開し始めたのである。連日のデモやハンストによって売春女性たちは新法が彼女たちを窮地に追い込むものだと訴え、法の廃棄を要求した。この闘争は年を超え、2005年6月に売春女性たちの労働組合組織として全国性労働者連帯が組織されるに至った。法の制定に尽力したフェミニストたちは予期せぬ売春女性側の反応に遭ったのである。フェミニズム内部に困惑が広がり、議論は現在もなお続いている。売春女性側の抗議や闘いを性売買業者が裏で糸をひく「やらせ」だと捉える人々もいれば、彼女たちの闘争に根拠があることを認め脱性売買の支援策を強化することで解決を図ろうとする人々もいるし、彼女たちに共感を寄せ連帯しようとする人々もいる。

売春女性たちの闘争に加え、新しい法律の施行以後も従来の性売買業に大きな変化がないことも、同法の制定を推進したフェミニストたちが苦悩するところである。本書に明らかなように、フェミニストたちは基地村その他様々な業態で経営されている性売買の根絶をめざし、性売買事業所の経営や斡旋で利益を得る行為を犯罪として厳重に処罰する法律を作ろうとした。だが法の施行後、一時的に取り締まりが励行され、性売買密集地区が縮小したとはいえ、半年、一年とたつ中で多くの事業所が再開して地区に賑わいが戻り、依然として多数の女性が性売買に従事している。トゥレバンで活動する鄭惠珍さんによれば、基地村にある事実上の性売買店は「性売買事業所ではない」とみなされてしまい、新しい法律の影響はほとんど及ばなかったという。またハンソリ会のリーダーとして法の制定に尽力したチョ・ジンギョンさんは、「新しい法律は半年を過ぎてからは効果がなくなったも同然」だと言う。半年たっても被害を訴え出てこない売春女性は「性売買被害者ではない」と見なされて、法律で救済する枠外に置かれてしまうというのである。徹底した被害者処罰・女性支援というフェミニストが法律にこめた理念は、現実の法律運用において生かされているとはいえないようである。このようにして本書もまた、「法律制定以前の過去」の記録ではなく、韓国性売買の現状を伝える資料であり続けている。